

田野町新規漁業就業者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田野町各事業補助金交付規則(昭和50年規則第4号。以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、田野町新規漁業就業者支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、漁業後継者の育成確保、UIターン者等の漁村への受入れの促進を図るため、漁業協同組合(以下、「事業実施主体」という。)が沿岸漁船漁業又は養殖業の新規就業希望者に対して行う自営等の沿岸漁業者として自立するために必要な漁業技術習得研修に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 前条に規定する事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後において

ても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 事業実施主体は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前3号の条件を付さなければならないこと。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に掲げる条件のほか、交付の条件を付することができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、第4条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 町長は、事業実施主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の重要な変更)

第8条 事業実施主体は、補助事業について次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更承認申請書を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業内容の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助対象となる研修期間の変更
- (4) 補助金額の増額
- (5) 補助金額の30パーセントを超える減額

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、補助事業を完了した場合は、別記第3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助事業の交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助事業の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、第6号から第8号までの規定については、病気、災害等のやむを得ない事情として、知事が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 不正に補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (3) 要綱等の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (5) 事業実施主体等が、技術研修生の漁業就業に必要な技能を習得させることができないと判断し、研修を中止したとき（研修開始後3ヵ月以内に、研修の継続が困難であると判断し、中止した場合を除く。）
- (6) 技術研修生が、補助事業による研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上の漁業就業を継続しなかったとき。
- (7) 前条第3項の規定による報告があったとき。

(概算払)

第11条 事業実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を町長に提出しなければならない。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第5号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第13条 事業実施主体は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年12月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成34年5月31日限りでその効力を失う。ただし、第5条第1項第3号、第9条第3項、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費		補助率
技術研修生の研修及び生活支援費	月額15万円を上限とする。	10/10以内
漁業技術指導者への謝礼	研修生1人につき、1月当たり20日以上のご指導を行った場合は、月額7万5千円とし、20日未満の場合は、日額3,750円の日割り計算	10/10以内
損害保険料	技術研修生の研修中の損害保険料	10/10以内

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（田野町暴力団排除条例（平成23年田野町条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。